

困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議（第1回）
議事録

日時：令和4年11月7日（月）13：00～15：00

出席者：赤池 構成員、榎本構成員代理（小林参考人）、大谷 構成員、戒能 構成員、近藤 構成員、高岸 構成員、橘 構成員、仁藤 構成員、馬場 構成員、堀 構成員、村木 構成員、横田 構成員

厚生労働省 子ども家庭局 藤原 局長、子ども家庭局家庭福祉課 河村 課長、齋藤 母子家庭等自立支援室長

オブザーバー：内閣府、法務省、警察庁

○齋藤室長

定刻となりましたので、ただいまより「第1回困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」を開会いたします。本日は、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。本有識者会議の事務局を務めます齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の開催形態につきまして、対面とオンラインのハイブリッド形式による開催としております。ハイブリッド会議の形式上、今から申し上げる2点について留意して進めたく、よろしくお願い申し上げます。

1点目について、本日の議事は議事次第に沿って進行させていただきますが、その際、オンライン参加の方はマイクをミュートにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

2点目について、議事ごとに一定のタイミングで区切ってご質問等を伺う方式といたしますので、ご発言をされる際は、挙手またはZOOMの挙手機能を用いて「手を挙げる」ボタンをクリックいただき、指名を受けてから、ご発言をお願いいたします。発言終了後は再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。音声・画面に不具合がございましたら会議の途中でも結構でございますので、事前にご案内させていただいております、事務局の連絡先へお知らせ願います。それでは恐縮ですが、プレスの方はここで御退室をお願いいたします。

続きまして、本日のご出席をいただきました、構成員の皆様をご紹介します。

全国婦人相談員連絡協議会 会長の赤池 恵理 構成員です。

東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課 課長の榎本 光宏 構成員は本日ご欠席のため、同育成支援課課長代理の小林 朝子 様にご出席いただいております。オンラインでのご参加となります。

弁護士で一般社団法人若草プロジェクト 代表理事の大谷 恭子 構成員です。

お茶の水女子大学 名誉教授の戒能 民江 構成員です。

婦人相談所長全国連絡会議 会長の高岸 聡子 構成員です。

NPO 法人 BOND プロジェクト 代表の橋 ジュン 構成員です。

一般社団法人 Colabo 代表の仁藤 夢乃 構成員です。

城西国際大学福祉総合学部 教授の堀 千鶴子 構成員です。

大正大学地域構想研究所 教授の村木 太郎 構成員です。

全国婦人保護施設等連絡協議会 会長の横田 千代子 構成員です。

また本日は、お二人の構成員がオンラインでご参加いただいております。

NPO 法人全国女性シェルターネット 理事の近藤 恵子 構成員です。

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 企画係長の馬場 通江 構成員です。

続きまして、オブザーバーの皆様をご紹介します。

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課の池橋様です。

法務省刑事局公安課局付の義永様です。

法務省矯正局成人矯正課処遇第二係補佐官の西田様です。

警察庁生活安全局人身安全・少年課付の太田尾様です。

なお、義永様、西田様、太田尾様におかれましては、オンラインでのご参加となっております。

なお、子ども家庭局長の藤原は、所用のため遅れての出席となっております。ご了承ください。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料は「議事次第」、資料の 1～5 及び参考資料 1～9 となります。

なお、仁藤構成員から追加資料をご提出いただいておりますので、本日、机上に配布させていただきます。

また、オンライン参加の構成員・オブザーバーの皆様には、仁藤構成員からの追加資料も含め、事前に資料を送付させていただきます。お手元の資料のご確認をお願いいたします。傍聴の皆様におかれましては、追加資料につきましては、後日、厚生労働省の HP に掲載いたしますので、そちらをご確認ください。

続きまして、資料 1 の開催要綱をご覧ください。「4. その他」の (2) において、「座長は、構成員の互選により選出し、有識者会議を統括する。座長は座長代理を指名することができる」と規定されております。構成員の皆様、座長の選任についてはいかがでしょうか。

○横田構成員

はい。

○齋藤室長

横田構成員、お願いします。

○横田構成員

お茶の水女子大学の戒能先生を推薦させていただきたいと思います。

○齋藤室長

横田構成員、ありがとうございました。それでは戒能構成員に座長をお願いしたいと思います。戒能座長におかれましては座長席へのご移動いただき、資料 1 の開催要綱をご覧ください。「4. その他」の (2) において、「座長は座長代理を指名することができる」と規定されていることに基づき、座長代理の指名をお願い申し上げます。また、以降の議事進行につきまして、戒能座長をお願いします。

○戒能構成員

ただいま座長にご指名をいただきました戒能でございます。今後どうか審議へのご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ただいま司会からお話がありましたけれども、座長代理を指名できるということで、2018 年から 2019 年にかけて行われた厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の座長をお務めくださいました堀構成員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。ありがとうございました。それでは堀構成員、よろしくお願い申し上げます。

簡単にご挨拶を申し上げたいと思います。1956 年に婦人保護事業が売春防止法に伴って創設されてから、66 年もかかったわけです。その間、小さな改正はあったかもしれませんが、本筋は要保護女性の保護・更生ということに置かれていて、本当にサポートや支援が必要な、困難に直面している方々のための法律であったかということ、今更ながら私たちは真剣に問い直さなければいけない。そしてようやく新しい扉を開く第一歩を踏み出す今日、皆様とお顔を合わせて、改めて気持ちを引き締めています。

基本方針がとても大事です。議員立法で成立しましたが、枠組みとか、理念は立派なものが掲げられたのですが、それを実際の支援に生かして、実効性のある法律とするためには基本方針に委ねられているところが非常に多いと思います。

短い期間ですが集中的に皆様と力を合わせて、当事者の方々のために、使える基本方針を作っていきたいと思いますので、どうぞ皆様よろしくお願い致します。

それでは本日の議事について事務局よりご説明をよろしくお願い致します。

○齋藤室長

それでは本日の議事を確認させていただきます。本日はヒアリング候補者の選定も含めまして、会議の進め方について、2 目目として基本方針（骨子案）について、3 番目として、その他の 3 項目を予定しております。それぞれ事務局にて資料を投影しながら進行致しますが、お手元の資料も適宜ご確認をお願い致します。

○戒能座長

ご確認したいことがなければ先に進めてもよろしいでしょうか。早速議事に入ります。主に会議の進め方、ヒアリング候補者を決めるのが1点、本日は基本方針の骨子案ということでご説明頂き、皆様お一人お一人からご意見をお伺いしたいと思っております。それでは会議の進め方そして基本方針（骨子案）について河村課長よりご説明をお願いします。

○河村課長

家庭福祉課長の河村でございます。よろしくお願い致します。私の方からまずは今後の進め方について、資料3に基づき、有識者会議のスケジュールのご相談をさせて頂きたいと思っております。資料3に、第1回から第8回、3月中旬の回までございますが、まず全体のスケジュールの中身に入る前に、最終回を年度末に設定させて頂いた趣旨について、補足させて頂きたいと思っております。

ご承知の通り、子ども関係の行政分野につきましては、来年4月からこども家庭庁の創設がありまして、子どもの政策担当者はこども家庭庁にお引越すする関係があります。困難女性への支援に関しては、厚生労働省に残って、今後の担当をさせて頂くということで、組織の再編が間に挟まってしまうので、有識者会議としては、一旦3月終わりまでの段階で、報告書を取りまとめて頂いて、今年度内の議論の集約をさせて頂きたいと思っております。

一方で、困難女性支援の新法の施行は令和6年の4月で、来年度一年間あるわけで、基本的には1年間は都道府県に一生懸命、新法に基づく計画を策定して、支援調整会議を始めとする皆さまと議論をしてネットワークングしてというのにご尽力して頂かないといけませんので、やはり都道府県計画を作って頂く上で、計画の前提になってくる大事な基本方針は年度末までに皆様のご意見を踏まえて公布させて頂きたいと思っております。

基本方針は法令レベルとしては告示と呼ばれるもので、その他には政令とか省令とか他の告示も若干ございまして、法令類に関しては年度末の公布を目指したいと思っております。法令の方がやや急ぎまして、その他にも、「通知」でもたくさん重要な事項をご審議頂かないといけないのですが、通知についてはこの有識者会義では大きな方向性をご議論頂いて、盛り込む要素やこういった記述は改めなければいけないといった方向性に関してはしっかり8回でまとめさせて頂きます。報告書でお示しをさせて頂きたいと思っております。通知は分量も相当ありますので、最後の文言の調整などは会議ではやり切るのが難しいと思っておりますので、そこは報告書で方向性をしっかりととりまとめたものを踏まえて、4月以降もなるべくコミュニケーションを取らせて頂きながら通知に関してはセットする方向で進めることが想定されるかなと思っております。

そういった法令類が先に先行して議論して、その後の通知の大きな方向性をしっかりとご議論頂きたいというのがスケジュール感の全体となりますが、中身の会議のスケジュール感に触れさせて頂きますと、1回目が本日で、2回目、3回目のところで基本方針について「論点」の形で個別に、例えば支援調整会議であればこういった構成員に参画頂くかとか、会議の立て付けとしてはどういう会議の構成にしていくかを論点で事務局の方からお示し

させて頂いて、それを元にご議論を2回目、3回目ですて頂きたいと思っております。

3回目にはさらに政省令告示のうち、基本方針以外の内容についても、私どもから議論の素材を出させて頂き、ご審議頂きたいと思っております。できる限り第3回あたりまでで、政省令告示の基本方針の議論については形にした上で、第4回、12月26日に行われる回は年明け以降議論の重点が移っていきます、通知類、ガイドライン、指針類の改正に向けて現場で支援を頂いている7団体の委員の皆様から、それぞれ通知の改正についてのご意見をプレゼンテーションとしてお伺いして、それを元に、年明け以降の通知の議論の素材を作り込んでいきたいと思っております。

法令類について論点が残る場合は第4回の後半で取り扱わせて頂いて、年明けの第5回で、1月半ばを予定しておりますが、法令類についてはここで合意を頂いて、国民の皆様にはパブリックコメントをかけさせて頂き、できる限り1カ月間かけたいと思っております。ここでご了承頂いた内容でパブリックコメントに入らせて頂き、第5回後半で通知の議論に入らせて頂くことを想定しております。

1月半ばにパブリックコメントを回収できませんと、3月末に法令類の公布というのが難しくなってきますので、すでに1回あたりの会議時間を4時間でセットさせて頂いておまして、8回と書いておりながら事実上16回の分量があり、大変恐縮でございますが、なかなか難しい場合は追加の開催等もご相談して頂くかもしれませんので、ご協力よろしくお願い致します。

5回目以降は、四角の3つ目、女性相談支援センターガイドラインと、女性相談支援センターの設置要項、それから第6回に女性自立支援施設運営指針、これは今までにないもので、新しく書き起こしていくものです。あとは女性相談支援員の相談支援指針。こちらの4つの通知が特に重要かつ中心的なものとして取り上げさせて頂いておりますけれども、この他にも重要でぜひ有識者会議で議論すべきものがありましたら、ご指摘頂ければ大変ありがたいと思います。

全体のスケジュール感は以上になりまして、続いて、資料の4、会議の2回目、3回目にかけて委員以外でお話を聞いてはどうか、というヒアリング候補者案を出させて頂いております。新保先生は皆様もご承知の通り、生活困窮分野に大変精通されておられる研究者の先生で、もう一人、湯沢先生も困難女性の関わる分野で取り組まれている先生なので、有識者としてこのお二人と、困難女性支援の接点の強い周辺領域の方々、全国母子生活支援施設協議会の菅田会長、アフターケア、社会的養護のお子さんの自立支援に取り組んでいただいております、ゆずりはの高橋様、特定妊婦さんの支援に取り組んで頂いております中島様をお呼びして、現場の実践を踏まえて、困難女性の支援に向けて議論すべき事項についてお話をお伺いしてはどうかと思っております。

続きまして、議題の2個目、資料5、骨子案についてですが、これは目次に当たるような全体のラインナップとしてお示しさせて頂いております。事前にご覧になって頂いているかもしれませんが、大きな構成で言うと、初めに方針の狙い、対象期間がきたところで、第

1のところは、今までの現状認識、改革の必要な状況を書いてはどうか。

第2のところは施策内容に関する事項として、1~10の柱立てについて、支援に携われる方が参照すべき基本的な考え方、対処の方針についてお示ししてはどうかということです。

第3として、この都道府県が来年度一年かけて基本計画の策定を進めて頂くわけですが、この策定の指針となるべき事項として、タイトルをあげさせて頂いております。

このあと、それぞれの柱立てについて、追加があればお伺いするとともに、それぞれの柱について、盛り込むべきというご意見があれば頂戴致しまして、こちらで用意する論点でまとめさせて頂きます。事務局からは以上です。

○戒能座長

ありがとうございます。今ご説明頂きましたが、非常にタイトな日程で、会議も毎回4時間、予備日もあったほうが良いかもしれないということで、しかし、課題はたくさんございますので、なるべく皆様のご意見を集約できるように議論を進めさせて頂きたいと思えます。

今のお話、私からも簡単な質問なのですが、パブコメをするということですが、期日は第5回に案をまとめたら直ちにということですが、パブコメの対象範囲というのは。

○河村課長

法令としてお出しするものは全てかけさせて頂いてはどうかと思っております、基本方針を含む政省令告示一式をパブコメにかけさせて頂く。厚生労働省 HP に掲載して国民の方から幅広くご意見を頂く方式でどうかと考えております。

○戒能座長

そうですね。最近は何の省庁もパブリックコメントを広く国民の皆様に、ということにかけているので、どうしてもそこでやらないと、3月末の確定が難しいということでありました。

それから、ヒアリング候補者名簿を拝見しましたが、ヒアリング日程の調整がありますので、11月28日に皆様お集まり頂いたら、そこでやりますが、場合によっては12月12日にも、ということですね。その2点の確認をさせて頂きました。

それでは、これからどのくらい時間が使えますかね。最後まで大丈夫ですね。皆様のご意見をお伺いしたいと思います。今、ご報告頂きました、ヒアリング日程、候補の提案を頂いた方以外にご意見があれば頂きたいのが1点、それから肝心なのは、今日は柱立てだけなのですが、資料5にある基本方針の骨子案、こういう柱立てで良いのか、あげるべき項目として、ご提案がありましたらぜひ出して頂きたい。

それから内容ですね、この項目にはこういう内容という、今日はもうご自由にご意見頂き

たいと思います。と言いながら、お一人当たり、5分程度でお話頂ければと思っております。

今日、書面でお出し頂いて、お手元にお届けしましたけど、仁藤さんが昨日出してくださいましたもの、他の方もこれからでも結構です、今日言い足りなかったことを後でお考えになったこととか、事務局宛に出していただければと思っております。

それでは名簿順にご意見を伺うのを始めてもよろしいでしょうか。赤池構成員よりお願いします。

○赤池構成員

全国婦人相談員連絡協議会の赤池です。全婦相としては、新法において、公的責任を軸に、実行性のある基本方針になることを求めます。

限られた地域だけでなく、困難を抱える女性は全国どこにいても同じ支援を受ける権利があります。全国的に女性の人権擁護、暴力被害からの心身の回復、及び生活再建ができるよう地域福祉を拡充して地区の支援体制を強化することが最優先かつ最重要課題ではないでしょうか。

「ナショナルスタンダードな支援体制の整備」を支援の基本的な考え方とし、法的根拠とすることが新法の肝であると考えます。私たち婦人相談員は、市区には義務設置とされておらず、婦人保護事業を組織として、主体的に管轄する部署もなく、配置先も全国的にも様々で、統一性がありません。都道府県のみが義務設置で、市区の婦人相談員の設置率は50%以下です。しかし、支援のために不可欠な、あらゆる社会資源や、施策は市区に集約されています。住民に最も身近な行政機関である市区の役割は大きく、実務の要となる婦人相談員が十分に配置されていない現状では、新法の目的の実現は困難と考えます。また、都道府県と市区の実際の支援上の役割分担についても、更なる検証を求めるとともに、市区の婦人相談員が行う支援の必要性を正しく理解し、基本方針に明確に示すことで、支援の質が担保されることが考えます。

婦人相談員の立場から基本方針のうち、以下の点を明確にするよう、骨子に基づき、方向性のみをお伝えします。

第2-1、基本理念、施策の対象者について。婦人相談員が受けている相談の9割は、一時保護や施設を利用していません。この9割の女性が抱える困難全般についても、包括的にカバーできるような実効性のある支援策を基本方針に盛り込むことを要望します。

第2-2、国、都道府県、市町村の役割分担と連携。都道府県は県内各地域の支援の均質化を推進すること。市町村の役割と責務の明確化、さらに基礎自治体として、具体的な支援基盤を整えることを求めます。

第2-3、支援の基本的な考え方としては、女性を分断することなく、当事者の自己決定を尊重し、その人らしく生きていくための支援を行うことと考えます。

第2-4、支援主体としては、既存の婦人保護事業の公的三機関の拡充、支援力、専門的対応力の強化、それに伴う専門職の配置。人員配置基準の見直しと支援体制の強化について

明記すること、その他、女性相談支援員の役割、位置付けの明確化と権限の強化を求めます。

第2-6、支援の体制について。生活保護や、住民基本台帳に基づく支援措置などは行政内の連携を要し、婦人相談員が行政という枠組みの中にあることで、スムーズな手続きを行うことができます。行政と民間の特徴を活かし、互いの情報共有を行いながら、支援の棲み分けを行っていくことが大事であると考えます。また、DV防止法による支援とDVを含まない支援のダブルスタンダードがあるため、一時保護基準や、体制整備が必要と考えます。

第2-7、支援調整会議について。目的や役割、開催の頻度や対象、さらに一時保護中の相談者に対する会議なのか、窓口に来所した全てのケースを対象とするのか、ケース会議のような位置付けなのか、放縦を招かないよう明確にして頂きたいと考えます。また、要保護児童対策地域協議会を想定するのであれば、個人の自己決定や尊重の観点から、基本理念に反します。個別ケース会議は、必要に応じて行われているため、地域の女性支援のネットワークを作るための会議にするなど検討を求めます。

第2-8、人材育成について。女性相談支援員の処遇の向上に向けて、①市区への義務設置、②兼任の解消を行い、専任職として頂きたい。③専門職としての位置付け、④認定制度化。特に、市区においては、相談支援体制が整備されるよう、婦人相談員の設置を義務化することを念頭に、基本方針に婦人相談員の中核的な役割を詳細に明記してほしいと考えます。

第2-10、基本方針の見直しについて。見直し規定の際に、市区への女性相談支援員の必置と、女性相談支援員の意見を表明する機会を与えることを希望します。

最後に、売春防止法の1章、2章については議論されることがなく、いわゆる第5条違反の女性処罰が残り続けています。新法が施行されても、取り締まりの対象となる女性たちについても阻害することなく、これまで通り、回復支援を行うことを文言に入れて頂きたいと考えます。以上です。

○戒能座長

ありがとうございました。次に大谷構成員をお願いします。

○大谷構成員

大谷です。こんにちは。先の審議会、委員会の中間報告をこういう形にして頂いたことに敬意を表したいと思います。ありがとうございました。この形でできた法律を見て、率直に申し上げて、よくここまで来たという感慨と同時に、基本理念が最大限盛り込まれているけれども、先日送られてきた資料にもマーカーが引かれているように、政省令等に委ねられていることが非常に多い。ということはこの有識者会議が非常に重要な会議になるのだろうなと思って心しております。

私は若草プロジェクトで、2016年からですから、本来でしたら応援団くらいのつもりが直接女性支援に関わり始めてしまって、見たくないと言っはなんですが、見えてきてしま

うものがあまりにも多くて、それをどういう風にここで解決できるかということに非常に責務も感じております。

それで、私は本職が弁護士ですから、法律を読むのは得意なのですが、福祉現場のことはそれぞれの専門家にまかせて、この法律のこの条文はどこに行っちゃったの、ということを含めた問題提起をさせて頂きたいと思っております。

それから、とっても気になるのは、今回頂いた骨子案と、政省令で委託されたところがどのように網羅的に入っているのかということです。順番に言わせて頂くと、支援主体の中で、「その他関係機関」と資料5であります。もちろん上の4つの民間団体等に関しては、支援主体として協働と位置付けられているくらいですから、一つのジャンルとして位置付けられたのはわかるのですが、「その他関係機関」はどれを指すのかがよくわからない。それがどこに入るのかということは意識したい。若年女性の支援をやっていると、児相との関係、18歳前後の児相からの継続案件か、元々児相にいたから児相なのか、18歳の誕生日を越えたから女相にきただけで、本来児相がやっていた人じゃないの、ということも含めて、その連携がどう具体的になるのかということは気になります。

それから大きな論点で言うと、教育啓発という形で書かれているのですが、いつもこういう会議をすると、ここに文科省がないことが気になる。教育機関はどこなの、学校は含まないの、となると社会教育でも学校だし、一体その他関係機関の支援主体は学校も含まれるのであれば、やはり文科省の意見なり、学校との連携、教育機関との連携は必ず意識されなければいけないと思うが、それが率直に言って確認できるところがない。どこにどう落とし込むかという風に思うけども、支援の内容としての教育啓発のところで、具体的に主体は文科省も含むべき。教育機関としか書いてないとか、学校は使ってないとか、こういう文言における教育の位置付けがいつも気になるので、そこは今後どうしていくのか意識した形で進めて頂きたいと思っております。

また、一時保護に関しては厚労の基準に任せるとなっていますから、基本計画を書くときに、厚労に定める基準はどうなるのかということ視野に入れるべき。基本理念、骨子は決めたのに具体的に変わった途端に穴が空いたという経験があるので、そうならないように、こういう文言を入れるためにはこの基本理念がないとだめだね、ということも含めた取り扱いをして頂きたいと思えます。

基礎自治体の基本計画策定が努力義務となっているけれども、婦人相談員がいるところはあるわけだから、義務付けを意識するような骨子があって良いのではないかと思います。

○戒能座長

ありがとうございました。続いて高岸構成員をお願いします。

○高岸構成員

婦人相談所長全国連絡会議の高岸と申します。よろしくお願ひ致します。婦人相談所長会

としましては、この骨子案についての全体的な意見の取りまとめがまだできていないので、今日は大まかなところを何点かお話しさせて頂きたいと思います。

今回の日程につきまして、婦人保護事業から女性支援へということで、運用拡大に合わせて現場が混乱しないように、同じ方向性に向けて、新法にそった事業実施を進めていくと。それに取り組んでいくためには私どものセンターですとか、自立支援施設等の設置基準の見直し等も含め、法体系の整備ですとか、事業の運営指針の提示が早期に行われることが必要でございます。特に来年4月からこども家庭庁の設置に伴う事業所管も変わるということもあり、基本方針以外についても早期の施行を念頭に置いたスケジュール感で進めて頂きたいと思っております。

これから基本方針に盛り込んで頂きたい内容ですが、まず1点目が、市町村の役割、責務についてです。売春防止法においては、市町村の役割、責務の規定が全くなく、婦人相談員を委嘱することができるという任意の設置規定でしたので、それに比べると今回の市町村において規定がされたのは一歩前進ではございますが、私どもの会としては、市町村における女性支援の取組みに大きな格差が生じているという現状を踏まえて、市町村の役割、責務の明文化、婦人相談員の設置の義務化を国に対して要望してきたところです。先ほどから都道府県が計画策定とありましたが、市町村も策定することが努力義務ということですが、基本方針においてはしっかり書き込んで欲しいと思います。

新法では本人の状況に応じた最適な支援を実施ですとか、多様な支援の包括的な提供ということが基本理念に掲げられておりますが、これを実現するためには、生活保護、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、それから生活困窮者の自立支援と、多くの支援サービスについては実施の権限や、資源等を市町村が持っている状況ですので、市町村の関わりなくしてはサービスの包括的な提供は不可能です。都道府県に設置されている女性相談支援センターと市町村が主体的に支援に関わる仕組みを構築することによって、切れ目のない支援体制を整備することが大事かと思っております。市町村の役割責務についてよろしくお願い致します。

それから、女性相談支援センターについてですが、支援のための中核センターとしての位置付けを明確にして、その他の生活保護ですとか、児童福祉ですとか、様々な関係機関との情報共有や支援のための協働が推進されるよう、その役割や機能を明記して頂きたいと思っております。多様で複合的な困難を抱え、身体的にも精神的にも大きなダメージを受けている女性を対象とした支援を365日24時間、そういった体制で実施をしていくことを前提として、センターはどのような職員配置基準が求められるのかといったところも専門職種の配置も含めて必要になってくると思っております。一時保護所の利用者だけでなく、児童の方についても児童のことに注目したということで、専門職種が支援できる体制、またそのための施設設備の基準なども必要かと思っております。一方、センターの一時保護所についてはDV防止法によって被害女性を守るという役割を強く求められておまして、所在地非公表ということで運営をされておりますが、一時保護中でも通学を希望される若年の女性の方など、

新たなニーズに同時に応えることが難しい状況になっておりますので、センターや施設と一時保護機能の分離ですとか、タイプ別のもの棲み分けをする必要があるかと思えます。

3点目は、他法や他施策との関係性の整理です。色々な制度が利用できて初めて女性の支援が可能になっていきますが、令和元年に他法他施策優先という文言が削除されて以降、関係機関との調整が困難になっているという現状があるという声が各県から届いております。

利用者の方を適切な支援に結びつけていくためにも、婦人保護事業と他法他施策との役割分担の考え方ですとか、支援体制などを整理して、基本方針において規定して頂きたいと思っております。

地方によって、社会資源の状況も大きく異なっております。資源がない地域では、すでにある他法他施策の事業、例えば母子生活支援施設の方に補助のない単身妊婦の方も入所ができるようにするとか、児童相談所の支援にかかってなかった若年女性が児童関係の事業の支援が利用できないということですか、ありますので、あらゆる手立てを通じて、いろんな支援を組み合わせて支援できるようにすることが必要だと思います。

最後に1点、女性ということで、女性支援が明確になっておりますが、一方でDV法では男性被害者等、色々支援の対象として規定されているところもあり、現場では苦慮しております。男性被害者、あるいは身体的性が男性で性自認が女性のLGBTの方への支援についてもこの有識者会議で検討に含めて一定の方向性を示して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○戒能座長

ありがとうございました。続いて橘構成員をお願いします。

○橘構成員

ありがとうございます。NPO法人ボンドプロジェクトの橘ジュンです。10代、20代の生きづらさを抱えている女の子の支援ということで2009年から活動して13年目になります。今回、この法案に向けて、本当に生きた法律にしていくために、民間団体である私たちができることは、やっぱり女の子たちの現場の声を伝えることだと思っています。今まで相談したけども支援に繋がらなかったとか、連携が必要な女性を行政機関から情報提供もなかった私たちのところに紹介されてしまったとか、支援先で困難な状況になってしまったとか、あと支援に繋がっているけれども経済的困難な時に相談が来ることが孤立している状況の子ですとか、支援に繋がって生保を受けているけども就労回復支援、医療などの連携など、経済的な支援以外に必要なケアを具体的に盛り込んで行けたら良いと考えています。困難を抱えている女の子の支援が全国的に少ないという状況もありますし、各地の支援者から話を聞く中でもやっぱり課題として整理されたことがあります。若年女性のための支援の必要性は感じている、だけど、資金不足、人員不足などで、取り組みたくてもできない現状があるという声が伝わっています。もちろん、若年女性に限らず女性たちへの支援

全般に共通している傾向でもありますが、後継者がいないとか、人員不足でシェルターを閉鎖しなければならないという深刻な状況も起きています。

この中で、支援の強化が求められている。そのためには支援体制の拡充、新たな支援者の育成も必須となっているので、この法案で全国的に困っている女の子たちがいつでも繋がれる、そういった民間団体を増やすことというのが私たちの役割かと思っています。行政、民官双方の支援の担い手、シェルターなどの施設を増やしてアウトリーチや SNS 相談などに繋がる手法、効果的な支援方法、適切な施設のあり方、関係機関などの連携など、若年女性の特徴を踏まえた支援ノウハウなどを確立して展開していくことが大事だと思っています。私たちとしては、支援調整会議が大事になるとしています。民官、官民協働ということが言葉だけでなく、実効性のあるものになっていくように色々と現場から声を今後お伝えさせて頂きたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

○戒能座長

ありがとうございました。続いて仁藤構成員をお願いします。

○仁藤構成員

一般社団法人 Colabo 代表の仁藤です。私はペーパーを用意させて頂きました。6 ページもありますので、簡単にポイントだけ、5 分以内にお話ししたいと思います。

まず、ヒアリング候補者について性売買経験者当事者ネットワーク灯火という団体と、くにたち夢ファーム Jikka の遠藤さんのお話をお聞きしたら良いのではないかと考えて推薦します。

次に基本方針について、基本理念に性搾取、性被害の問題を課題として明記して、施策の対象者に性搾取・性被害の被害者を明記すべきだと考えます。また、相談や支援は、自立を目的とせず、生活や人権保障とすること、包括的に支援することを理念に明記してほしいと思います。また、性暴力や性搾取の加害防止のための教育や啓発を行うことを明記してほしいと思います。

国などの役割については、法律が実効性のあるものになるように、予算をつけるようにしてほしいです。国の基本方針は全国共通の仕組みにしてもらいたい、また強制力を持って実行できるようなものが要るので、努力義務ではやらない自治体が必ず出てくると思うので、やらせる、そういう法律や計画にしてほしいと思います。女性自立支援施設については、児相年齢の少女たちも利用できる場にして児相の一時保護委託を女性新法の支援の中で受けられる仕組みを作りたいです。また、都道府県を超えて連携する仕組みを国の責任で作りたいと思います。また情報開示請求等があった場合に、名前や住所等の記載がなくても、他の情報と紐づけると個人が特定されるような情報、相談・保護の日時等も個人情報として扱い、相談者や利用者の安全を確保することを責務として明記してほしい。またシェルターの場所、スタッフの名前等も個人情報として扱い、加害者等に特定されないよう

にする必要があることを明記して頂きたいと思います。

次に支援の主体についてですが、委託先の民間団体というのは、女性が主体になって活動する女性団体を想定するよう明記して頂くと良いかと思っています。

支援の内容については、ここで示された骨子案が問題解決型に偏っているように感じましたので、例えば(1)と(2)の間に「伴走型支援」の項目をつくって、一時滞在とか宿泊ができるような、その立ち寄り場、ドロップインセンターとか、あと繰り返し何度でも利用できるリピート型の支援等を入れて、「相談手前」の段階の女性たちを支えていくようにする必要がありますと考えております。次に一時保護所の後の生活支援や居住支援など「中長期支援」が抜けていましたので、なんとか項目にして明記すべきだと考えています。

次にアウトリーチは「女性たちのいるところに直接出向き、探して、声をかけ、出会い、つながること」であることを明記して、ICTを用いる場合も単なる宣伝や広報にならないように、SNSで直接少女たちとやりとりすることをアウトリーチとすることを明記すべきだと思います。

相談支援については、脱性売買の相談所や性売買の被害の相談所を設置することを盛り込んでいただきたいと思います。

被害回復支援については、心理相談、医療、法的支援等を行って、公的機関に保護されていない女性も利用できる仕組みにするよう明記すべきです。また、ハイティーンの若年女性に特化した支援センターを設置して頂きたいと思います。

一時保護については、女性自立支援施設の一時保護の積極的な活用を明記して頂きたいです。また女性自立支援施設や民間団体等へ、一時保護を「決定」してから入所するという順番ではなく、「入った人を後から追認する」、というやり方での保護委託をすでに児童相談所でやっておりますので、そういう対応ができるようにして欲しいと思います。また一時保護中に、民間団体や弁護士との面会をできるように、個室を基本とするようにして頂きたいです。新法で対象とする保護が必要な全ての女性を対象として頂きたいです。

自立支援については、本人の支給金を用意するようにはして頂きたいです。また性搾取、性売買の被害女性向けの自立支援センターを設置することを明記して頂きたいです。

関係機関の連携について、女性相談支援センターの一時保護を経ずに施設に直接入所できる入所の仕組みを作ることを明記して頂きたいです。どの時点でも、関わってきた民間団体や弁護士との面会や連絡ができることが大事なので、連携のあり方として明記して頂きたいと思います。

支援調整会議が形だけの会議にならないよう、状況に応じたケース会議を日々関係機関で行うことを明記して頂いて、その他に、要対協のような法的な義務に基づいて開催するものを位置付けて頂けたらと思います。

最後に、調査研究の推進ということで、性搾取の被害を生み出さないためには、買春者の実態調査や買春・性搾取に対する意識調査、こういうのを韓国では性売買防止法という法律に基づいて行われているのですが、性売買業者の実態調査などを行うべきだと考えている

ので、取り組みを明記して頂きたいと思います。以上になります。

○戒能座長

ありがとうございました。それでは堀構成員をお願いします。

○堀構成員

まず2019年の検討会のまとめがこのような形で法律作成に至ったということで、いかに実効性のあるものにするかということに有識者会議で力を尽くしていきたいと思います。

66年間、何もナショナルスタンダードがない中でローカルなルールだけが先行して、その中で各地でやってこられたと思うのですが、やはり地域格差が非常に大きくなってしまった。その解消に繋がるような当事者中心の基本方針になるように作っていききたいと思っています。この法律の中で重視されているのが本人の意思の尊重というところですので、それがいろんな部分で、尊重されるような仕組みが重要です。当事者にどちらが良いかを聞くだけでなく、決められないとか、まだ決めることができない状態にあった場合は丁寧に意思の決定を支援していく、という風に、当事者の意思の尊重を支援する仕組みも含めて盛り込めると良いなと考えています。

そのためには、可能であれば当事者が参加して一緒に検討できるような、例えば支援調整会議に参加する場なども検討が必要でしょうし、当事者を支える人材の育成も非常に重要ですので、研修体制の体系の整理、研修に出やすい環境についても併せて人材育成に盛り込んで頂きたいと考えております。

ヒアリングにつきましては、ここのメンバーとは異なる分野、例えば母子生活支援施設ですとか、妊婦の支援に携わる団体なども入っておられますので、今まで提案されたところとしては、日程がタイトな中でどこまで人を増やせるかという問題はありますが、ぜひヒアリングも進めてもらいたいと思っています。

○戒能座長

ありがとうございました。続いて村木構成員をお願いします。

○村木構成員

ヒアリングの候補者は大変妥当だと思っています。特に新保さんは2018～19年の検討会にもご参加頂いてよく経緯が分かっておられるし、もう一つ大事なのは福祉の視点をきちんと携えてこの問題を考えるという意味で大事だと思っています。

それから中島さんと高橋さんは我々も法制定の過程で一緒になって活動をしてきている仲間でもあり、この間の議論を分かっているので、もちろん非常に重要な活動をされているのでぜひお話を聞いてみたい。これ以上ヒアリングの候補を増やすのは全体がタイトな中で、スケジュール上苦しいかもしれませんが、もし増やせるなら地方で苦勞している民間団

体の方は大事だなと思っています。それは人数、あるいは時間との兼ね合いかなと思います。

さて、内容ですが、今、堀さんがお話したように、今回の新法の最大のポイントは、目的・理念を売春防止法から一転して、それをしっかり明記したことで、最大の課題は支援現場で目的、理念を実際に生きた法とすることで、そのためには基本方針でどう書くのか、ということだと考えています。全体的に申し上げると、法律の目的、理念を一回一回、法律に戻ってみないとわからない、ということにならないように、冗長になったとしても、こういう理念だということを基本方針においても改めて挿入することが必要だと思います。また、若干矛盾していますが、法律と基本方針を分かりやすく要約したリーフレットを作って欲しいと思います。

2点目は、初めて女性の福祉が法律上に明記されたので、福祉の視点を根本に据えて頂きたい。当事者の意思の尊重とか、自立に向けた支援とか、福祉では当たり前のことがきちんとできるように、念頭に入れて欲しい。

具体的には、公的三機関について、理念が変わり、役割が変化した、それをどのように現場へ徹底させるか。それには、機関を設置している自治体がまず理解して頂くことが大事になってくる。そのための理解を促すツールとして計画を作ってもらうことが大切だと思っています。都道府県に義務規定である計画をきちんと作ってもらう。併せて市区町村にこういうものを作らなきゃと思っていただき、何だろう、ということでも調べる。それで関心を持つということに繋がっていくので、計画はそのものということももちろん大事ですが、理解のためのツールだ、というのが必要だと思っています。

そして、公的機関の幹部の方によくご理解頂く。従来そのままではいけないんだ、法律が変わったんだということを徹底して頂くのが必要だと。これまで18~19年の議論でも何度も繰り返したのですが、公的機関は法律制度の枠内でしかできないんだ、そこに限界があるんだよという説明を何回もお聞き致しました。その通りなんです。その通りであるが故に、今度、法律が変わったんです。今度の新しい法律に則って、きちんと理念、目的を果たして頂く、そのことを公的機関の幹部の方々にご理解頂き、その上で一人一人の非常勤職員を含めた職員の方々にこういう風になっているということをご理解頂く、ということを入れた方針にして頂きたいと思います。

理念だけでは事業は進みません。具体的な仕事の手順内容に示した基準・ガイドラインを作るのが重要であるし、予算にどう反映させるかもポイントだと思います。

民間団体との関係で、法律の第13条に「民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ」進めると記載された。画期的なことだと感じています。これまでは民間の活用とか、民間活動の援助というのは法律の文言としてありましたが、初めて対等な立場としての協働ということが入った。これを念頭に入れつつ、民間団体の層が薄い、特に地方にないところが多いが、必要と感じている団体、障害者支援や生困、子ども支援をやっているところがいっぱい出始めてる、そういうところが女性支援に乗り出していけるような仕掛けをつくっていく。同時に、地方自治体に対して、例えば札幌でやっているように、民間団体の取り組

みを支援する重要性を認識してもらえるような基本方針としたい。

もう一つは、民間団体を孤立させない。SNS 相談などは民間団体間のネットワークやノウハウの共有が必要になっていくと思います。

ぜひ入れて頂きたいのは、市区町村の相談員の設置率、相談件数、利用者数等の統計を取り透明にしていく、世の中に出していくことで、市区町村がやらなきゃいかん、となって機運が盛り上がっていくので。そこはぜひやっていきたい。これは子ども支援の方ではだいぶ始まっていますので、同じことをやって頂ければと思います。

○戒能座長

ありがとうございます。それでは横田構成員どうぞ。

○横田構成員

私は現場から、66 年間変わらない法律で支援してきたということを基軸にお話しさせて頂きたいと思います。一言で、本当に、ずっと 66 年間、根本にある問題は変わっていないと思っています。

売防法第 36 条に「都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。」たったこれだけ 36 条にあるだけです。收容保護するためなんですね。設置することができるために、全国に義務設置としていない。ですから全国に 8 県、1 県は休止県ですけども、施設がありません。今回、当時の対象は、現に売春をしている者、あるいはおそれがある者、そしてその女性たちを「要保護女子」と売防法特有の言葉で言っていました。この方たちが実際は、現に対象者がその未設置県にいなかったか、そんなことは決してないんですね。被害からの回復支援に、中長期的な支援は絶対に必要です。今回はぜひ、施設がない県に義務設置をお願いしたい。それは全国に、被害を受けた方、あるいは行き場のない女性たちが対等に、支援に繋がるようにするためです。お願いしたい、というより頑張っていきたいと思います。

本当に長い長い歴史の中で私たちは支援をしてきました。今、女性福祉ということがお話にもありましたが、私たちは現場では女性福祉の支援をしておりました。ただ、そういう視点が全くなかったと言って良いと思います。そして私たちが今求められているのは、66 年間背負ってきた売春防止法という服を一枚一枚剥がし、全部剥がし、抜本的に改革する、そのための意識改革がものすごく重要だと思っています。改めて、女性の人権の尊重のため、性差別からの脱却を法律の中できちっと位置付けていくために、66 年間の売防法の第 4 章の枠組みによって染み込まされてきた管理中心の生活、その生活の根っこには「指導」という意識、感覚がないとも限りません。

さらに、第 2 章の刑事処分、第 3 章の補導処分という女性が罰せられるという法律の中で、施設は存在してきました。よって、社会から犯罪者の眼差しや、差別偏見の眼差しもなされて参りました。中長期に支援する婦人保護施設、今度新しく女性自立支援施設と言いま

すけど、本当に地域に滞在し、地域の生活主体者としてどうやってこれを改革していくか。思い返せば、こんなことを言われたことがあります。「中にいらっしゃる方は自由に外に出られるのですか、外部の人は中に入れないうですよね」。外側から見ていた私たちの施設はそういう捉え方もされてきました。そういう理解を含め、私たちの生活実態を可視化するためにも、新しい法律の中にも、しっかりと基本方針にも入れていきたいと思っております。

66年間、一番必要だと思うのは、支援体制の整備で、特に専門性のある職員を含めた配置増です。国基準2名は66年間変わっていないんですね。これは、新たに売春防止法の他にDV防止法ができました、人身取引被害者ができました、ストーカー規制法によって、入所に繋がった人もいます。困難を抱えた女性たちが急増し続け、そのことに対して対応をきちっと続けてきました。しかし、一人一人のニーズに合った支援ができていたでしょうか。そういう支援員の配置があっただろうか、というと本当に脆弱なものでした。

私が今気にしているのは、3機関の連携です。私たちは3機関が、例えば女性センターが措置機関として存在するのではなく、より密着した、当事者を真ん中に置いた支援をどう構築していくか、というのをこの3機関が膝を突き合わせて話し合えるような会議を設定していきたいと思っております。

様々な制約の中で、66年間という長い年月、婦人保護施設という名前は変わりますけれども、これから実際にどういう支援を構築していくかが大きな大きな課題になっております。この基本方針の中に、ずっと何をどう入れていけば良いんだろうと頭を悩ませてきましたが、何より、「人権の回復」です。今までそういう眼差しで見て来られた売春防止法から脱却していくのですから、新たな専門性の強化をして行きたいと思っております。特に、婦人保護の大きな役割である性被害の回復、もちろん暴力も含めてですが、きちっと定義の中にも載せられる訳ですから、きちっとあげていきたい、私もそれに基づいた支援の充実を、専門性を高めていくことを含めて担っていきたいと思っております。

○戒能座長

ありがとうございます。それではオンラインでご参加の3人の方々のご意見を伺いたいと思っております。まずは本日ご欠席の東京都の榎本構成員の代理でご出席いただいている小林様どうぞよろしく申し上げます。

○榎本構成員代理（小林参考人）

東京都福祉保健局少子社会対策部の小林と申します。榎本の代理で出席させていただきます。私から3点ございます。

スケジュール感ということもありますが、都道府県は、国の基本方針が出た後、令和5年度に計画を策定することになります。計画策定時ですが、女性相談支援センターの体制ですとか、業務内容、女性自立支援施設の設置基準ですとか、人員体制をはじめ民間団体との協働の方法など、具体的な運用を検討する必要があります。今回の基本方針においてもでき

るだけ具体的な内容をお示し頂きたいと思っております。

次に区市町村の位置づけですが、困難な問題を抱える女性が最初に繋がるのは、東京都の場合は特別区とか市、基礎自治体の窓口です。具体的な支援についても生活保護を始め、区や市の福祉事務所が提供しております。そのため、実際にサービス資源を有している区市町村の役割というのを明確にして欲しいと思っております。

一方で、困難な問題を抱える女性の支援、という言葉が一人歩きしてありまして、困難の属性に関わらず女性支援に繋がるというのも聞いております。高齢、精神疾患、生活困窮等、女性支援よりも適切な支援が他にあれば速やかに他の制度に繋がられるよう、新法の施行の前に広報等して、婦人相談員をはじめとする現場に過度な負担が生じないように整理する必要があると思っております。

最後に民間団体等との協働についてですが、東京都の場合、若年被害者女性等の支援事業を民間団体さんに委託して行っております。いつもお世話になっております。委託契約のメリットですが、こちらの委託の目的を達成するために、受託者の皆様が創意工夫を凝らして実施できるという点があります。その一方、今後、全国的に民間団体を育成し積極的に連携を図っていくとなりますと、団体の大小に関わらず、実施している事業内容そのものに補助していく体制が必要であると考えております。そのため、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱いわゆる DV 補助金ですけども、その補助基準の見直しを図って頂き、様々な特徴を持った民間団体が女性支援に関われるようにして欲しいと思っております。

○戒能座長

ありがとうございました。それでは続いて、近藤構成員どうぞよろしく願い申し上げます。

○近藤構成員

私からは基本方針をどういう構えで作っていけば良いかということで意見を申し上げたいと思います。私は何をさて置いても、困難な問題を抱える女性、当事者自身の立場から基本方針は書き込まなければならないと思っております。もちろん、この法律が日本のジェンダー立法として大きな理念を掲げて、女性支援の新たな柱となることは大きな希望ですが、具体的に法律というのは、書かれただけではただの文章ですから、実際に当事者が必要としている支援、当事者が生き抜いていけるための具体的な制度、手続きについて、徹底して当事者の立場から基本方針を作りあげていくのが必要だと思います。当事者の声を聴き、その願いに沿った基本方針。だから自ずと基本方針が具体的かつ実践的なものになるだろうと思っております。

資料5の「第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項」に「1~7 婦人保護事業の現状（婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設）」をまとめるとあるが、この基

本方針では婦人や保護という語は使わないようにしましょう。「女性支援事業の現状と課題」として、女性支援センター、支援員、自立支援施設のほかに、民間支援団体等のこれまでの活動、現状、今切り開こうとしているところや課題を分析しまとめて欲しいと思います。私たちの頭の中から「三機関」という概念を取っ払っていただきたい。第4の支援機関との扱いで民間団体の位置付けがなされていますが、対等な関係性での連携協働が当事者の側に立って行われ、なおかつ制度を運用していくように基本方針の道筋を定めるべきだと思います。

第2の具体的な施策の内容に関する事項の柱立てのところですが、「3 支援の基本的な考え方、4 支援主体、5 支援の内容、6 支援の体制」についても、当事者が選択し、決定し、活用できる支援制度、あるいは支援機関となるよう基本方針を作りあげていくことが必要だと思います。「4 支援主体」の言葉も馴染まない感じを受けます。むしろ「支援に関わる団体機関等」と書いて頂いて、あくまでこの法律の主体は当事者である女性であるわけですから、支援主体という書き方はどうかと思いました。その文言を考えて頂いた上で、支援に関わる関係機関、団体がそれぞれの機能、役割をどのように担ってどのように連携していくのかを具体的にする必要があると思うのです。たとえば(1)女性相談支援センターについては、法律の第9条にその事業が5つ書き込まれています。この5つの事業内容というのは、DV防止法で、DV相談支援センターが担う業務の6つのうち、保護命令の支援に関する業務を除いた5つなんですね。これだけでは新しい女性自立支援法が狙っている支援の内容を十分表現していないと思います。むしろ包括的、総合的に当事者の意思を尊重しつつ、その適切な支援を担うところ、というように法律そのものには書いてあるわけですから、むしろ女性支援センターは例えば、DVセンターや性暴力ワンストップセンター、それから生活困窮者のためのシェルターだとか、子どものための支援施設だとか、必要とされている支援施設や制度をトータルにコーディネートして、いかなる場所で、いかなる状況で、支援を求める人がいても、どんな人も決して追い返すことがないように、必ず何らかの支援に繋ぐということを基本方針に盛り込むべきだと思います。

統括的なコーディネーター機能を支援の専門的な中枢機関として、女性支援センターが担い、そこにこの日本の社会に今ある、ありとあらゆる女性のための社会資源をきちんと組み合わせていくという枠組みで、基本方針は作られるべきだと思っています。

当事者の側から、どこにアクセスすれば、何ができて、どういう制度を利用してきて、そして自分はどのようにして生き抜いていけるんだとイメージがわかるように、SOSを出してみたいと当事者が思えるような基本方針を作るべきではないかと思っています。ぜひ、当事者の声を聞き、当事者の声が生かされる方針と制度を作り上げていきたいと思っています。以上です。

○戒能座長

ありがとうございました。それでは最後に馬場構成員どうぞよろしくお願い申し上げます。

○馬場構成員

札幌市子ども未来局の馬場と申します。お世話になっております。困難を抱える女性支援ということで、一地方自治体の立場からご意見させていただきます。

普段、若年女性の支援事業を札幌市で実施していて、日々感じているのは、「若年女性と行政の相性の悪さ」です。若年女性のスピード感に行政は全くついていけない現状があります。家、仕事、精神的な支援、彼女たちが求める支援をスピード感を持って提供できていない現状があります。この辺を解決するためには、国からの予算的な支援を考えて頂ければと思っております。

新法で民間団体等との協働が明記されたことを心強く思っております。若年女性への支援は民間団体の皆様の協力なしには決して実施できません。なので、事業を実施するにあたり、民間支援団体の方とは方向性が一緒なので分かり合えるのですが、同じ仲間であるはずの行政側の方が話が通じないことがよくあります。「困難を抱える若年女性」とは誰のことなのかよく理解していないのでは、というのが正直な感想です。例えば妊娠をした、暴力を受けたなど、何か犯罪被害者にならなければ支援に繋げることは現状困難です。そうなる前の女性たち、新法には「そのおそれがある人たちを含む」とありますけれども、多分自治体が一番苦手とする部分だと思えます。誰のことなのか、何のことを指しているのか、もっと丁寧に地方自治体に説明しないといけないのかなと感じています。

若い女性たちを一回で支援に繋げることはほぼ困難です。何回でも何回でも私たちの前から消えてしまいます。彼女たちがどこに行っても、何回でも支援に繋がられる、ということはどこかに明記して頂きたいと思えます。「切れ目のない支援」と行政はよく言いますが、若年女性に関しては、そこにとらわれると彼女たちにとっては使い勝手の良いものにはならないのかなと思えます。何度途切れても、何回でも、どこでもつながれるということを考えていかなければならないと思っております。

もう一つ思うのが、彼女たちは多分、不平不満を感じても、行政に対して異議申し立てをせずに、黙って飲み込んでさっと消えてしまう人が多いのかなと感じます。彼女たちの本当の思いと言いますか、人権の尊重と書いてありますが、思いを丁寧に汲み取る具体的な方法も考えなければいけないのかなと思えます。

自立は決して経済的な自立だけではなく、この支援のゴールは女性たちが安全な場所で安心できる人間関係の中で生活していけるんだ、ということを目指している方向性が見えればと思えました。以上です。

○戒能座長

皆様5分間をお守り頂いて、もっと仰りたいことがあったと思えますが、お時間ありまし

たらずひ文書でお知らせ頂ければと思います。基本方針をこれから検討して策定していく肝になるようなご発言が次から次へとありました。大事にしていきたいと思います。

私からは3点あります。やはり66年も待ったということです。婦人保護事業というのは古いというお話もありましたが、知られていない、女性支援が行われていることも知られてこなかったということだと思います。それだけ期待は大きいと思いますし、新法ができることによって、支援の何がどう変わるのか、明確に伝えなければいけないと思います。それが1点目です。

2点目は、しばしば当事者の立場に立つてという大事なご指摘がありました。もう社会福祉では断らない支援が一般的に言われているとお聞きしています。そういうことだと、どうも基本方針を作るといって、行政の方や支援をしている方々も大事かもしれませんが、一番大事なのは当事者の方が読むんだ、ということ肝に銘じていきたいと思います。パブリックコメントもそういう意味で、どなたからでも、書いて頂くようにと考えています。

3番目としては、これはあまり出てきませんでしたが、既存の法律との調整の問題が大きくて、その中でも今日ご発言がありましたのは、やはりDV法との調整です。具体的なお提案などもありましたし、お考えもお示し頂いたんですが、ぜひ内閣府を中心に間に合うかどうかわかりませんが、来年度にまたぐかもしれませんが、どう調整するのか明確にしていく必要があると考えております。その3点だけ私から申し上げたいと思います。

次回からの4時間の議論が楽しみになってきたと思っております。今日のご意見は、HPに議事録としてアップされます。その前に皆様にご発言について確認して頂くということだと思います。それでは、藤原子ども家庭局長が先ほどご到着になり、皆様のご意見を聞いてくださっておりました。一言ご挨拶をお願い致します。

○藤原局長

厚生労働省子ども家庭局長の藤原でございます。本日は委員の皆様、オブザーバーとしてご出席の皆様、お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。日頃から、困難な問題を抱える女性の方々への支援にご尽力して頂きまして改めてお礼申し上げます。

女性の抱える問題は非常に複雑化、多様化、複合化していて、新しい女性支援の枠組みを作ることが急務になっている中で、先の通常国会で女性新法が議員立法で成立を頂きました。この有識者会議においては、令和6年4月の施行に向けまして、国において策定する基本方針の検討などを、具体的なあり方について重要な議論を頂くことになっておりますので、今日お集まりの先生方は、支援の現場であったり、有識者としてであったり、自治体であったり、それぞれの持ち場の中でご尽力頂いている方ばかりなので、ぜひ闊達なご議論を引き続きお願い致します。

私自身、18年から19年の検討会の時には審議官という立場で検討の場に出席しておりました。久しぶりにキックオフの会議に参加させて頂いて懐かしい、この熱量のあるあの議論に当時も圧倒されながら聞いていた記憶が蘇って参りました。

前半の先生方のコメントは聞けなかったのですが、後半から参加させて頂いて、皆様の熱意のあるコメントを聞かせて頂きました。私としては、これから議論する部分のエッセンスをご提案頂いたかなと思っております。私なりに消化して簡単に期待を申し上げますと、やはり新しい法律の理念が大転換したということで、それを基本方針、自治体の基本計画の中にしっかり盛り込んで頂く。そしてその新しい内容が従来からある公的な機関はもちろんですが、支援の現場で携わって頂いている民間団体の皆様に浸透し、結果的に当事者の方々にも支援の枠組みを分かって頂く、そういうことが大事なんだなと思いました。

それから、様々な形で協働ですとか、連携という言葉が出てきました。特に行政と若い女性の支援の相性の悪さ、これはすごく我々行政も痛感しております、相性が悪いからこそやはり民間の皆様との協働が大切なんだと思います。それは自治体との間での丸投げではなくて、チームプレイの一員として、お互いに強みを生かして同じ目標に向かって取り組んでいくということかと思いました。もう一つの連携は、他施策との連携なのだと思います。すでにある DV 政策もありますし、経済困窮については生活困窮者の制度もあり、あるいは児童虐待であれば児童相談所という大きな強大な権限を持つ機関もございます。こういったところとうまく連携していくということ、様々な形での連携が重要であるということだと思います。

そして 3 点目がやはり最後は人材育成とお金だという風に言われたと思っております。研修についても、地域の調整会議を実効性のあるものにできるような研修、ということが必要だと思います。予算については我々の財務当局とこれから調整する中で、ただ増やしたいといってもなかなか理解頂けないので、こういった議論を重ねることで実際これだけよくなるんだということを具体的に見せていきながら、予算確保に向けて努力していきたいと思っております。

以上、感想めいたコメントで恐縮ですが、これから非常にタイトなスケジュールの中での検討となるので大変恐縮でございますが、非常に重要な施策を担って頂くと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○戒能座長

非常に心強いメッセージをいただいたと思います。今後ともよろしくお願い致します。

ヒアリング候補の件ですが、お二人について新たにご提案がありましたし、大都市圏ではないところの民間団体のお話を聞いたらどうかというご提案も頂きました。タイムリミットがありますので、検討させて頂いて、ヒアリングに来てくださる方は、時間はお一人 15 分お話いただいて、15 分質疑応答という形ですか。

○河村課長

10～15 分でプレゼンを伺う予定ですが、質疑応答を一人一人仕切っていくと後ろに倒れがちになるので、その進行は全体の会議の議題の中でまとめてさせていただくかもしれ

ませんが、そこもご相談させて頂けたらと思います。

○戒能座長

ヒアリング候補に関しては、時間も含めて、座長にお任せ頂いてよろしいでしょうか。(了承) ありがとうございます。

皆様のご協力のおかげで少し早く終わりました。ありがとうございました。次回からは4時間という濃密な議論の機会がありますので、また丁々発止の議論を重ねていきたいと思っています。

○齋藤室長

構成員の皆様におかれましては、長時間のご議論ありがとうございました。次回の会議は11月28日(月)13~17時までを予定しております。場所についても本日同様、この会議室を予定しております。

本日の議事につきましては、後日、事務局よりご連絡させて頂きますので、各構成員の皆様にご確認頂いた後に、公表させていただくことを考えております。

○戒能座長

それでは本日の第1回有識者会議を閉会致します。ありがとうございました。